

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 25 日

障がい児支援事業所等 様

大阪府国民健康保険団体連合会

平成 30 年 5 月受付分（平成 30 年 4 月サービス分）以降の
障がい児給付費等の請求について

標記について、下記の市町村は、地域区分及び単価が変更となります。
該当市町村の事業所様につきましては、請求ソフトにて地域区分等の変更を行
った上、ご請求をお願いします。

記

○地域区分が変更となる市町村一覧

池田市・高槻市・守口市・柏原市・羽曳野市・高石市・四條畷市・島本町・
豊能町・能勢町・河南町・千早赤坂村

○地域区分の変更はないが、ソフト上の設定は必要となる市町村一覧

大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・吹田市・泉大津市・貝塚市・枚方市・
茨木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・寝屋川市・河内長野市・松原市・
大東市・和泉市・箕面市・門真市・摂津市・藤井寺市・東大阪市・泉南市
・交野市・大阪狭山市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町・太子町

○地域区分及び単価の詳細については、「障害者自立支援給付支払等システム
について（抜粋）」もしくは厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

【 担 当 】 介 護 保 険 課 第 1 係
電 話 （ 06 ） 6949－5436

平成 30～32 年度における地域区分の適用地域（障害児サービス） 見直し後の障害児支援の地域区分

		見直し後の障害児の地域区分								
		1級地 (2.9%)	2級地 (1.6%)	3級地 (1.5%)	4級地 (1.2%)	5級地 (1.0%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (8%)	
障 害 児 支 援 の 地 域 区 分	1級地 (2.9%)	東京都 特別区								
	2級地 (1.6%)	千葉県 袖ヶ浦市、印西市 東京都 武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、 海潮市、東久留米市、多摩市 神奈川県 横浜府、川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 和光市 東京都 調布市、小平市、日野市 大阪府 守口市	茨城県 取手市、つくば市 神奈川県 厚木市	愛知県 刈谷市、豊田市					
	3級地 (1.5%)		埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市、成田市、君津市、八千代市 東京都 八王子市、青梅市、府中市、国立市、福生市、 稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 大阪市、門真市 兵庫県 西宮市、芦屋市、宝塚市	埼玉県 志木市 東京都 豊利山 大阪府 高田市、高槻市	茨城県 守谷市 愛知県 豊明市					
	4級地 (1.2%)		茨城県 平久市 埼玉県 奥松山市、朝霞市 千葉県 船橋市、流安市 東京都 立川市、瑞穂市、東大和市 神奈川県 相模原市、藤沢市 大阪府 豊中市、吹田市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 神戸市		神奈川県 海老名市、裾野市、綾瀬市 大阪府 羽曳野市、高石市	三重県 鈴鹿市 京都府 京田辺市	奈良県 天理市			
	5級地 (1.0%)		東京都 三鷹市、小笠原市	神奈川県 足子市	茨城県 水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎 埼玉県 新座市、富士見市、赤井野町、三芳町 千葉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、西街道市 東京都 文京区 神奈川県 横浜府、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、 大和市、藤川町 愛知県 西尾市 三重県 大津市、草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、秋刀市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、 東大阪市、交野市 兵庫県 尼崎市、伊丹市、川西市、三田市 広島県 広島市、府中町 福岡県 福岡市	埼玉県 坂戸市、みどり市 愛知県 知多市、みよし市 三重県 四日市市 滋賀県 彦根市 大阪府 柏原市 奈良県 大和郡山部市 福岡県 春日市、津逮市	千葉県 富津市	茨城県 多賀城市		
	6級地 (6%)			神奈川県 伊勢原市	茨城県 土浦市、日立市、土浦市、龍ヶ崎 埼玉県 新座市、富士見市、赤井野町、三芳町 千葉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、西街道市 東京都 文京区 神奈川県 横浜府、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、 大和市、藤川町 愛知県 西尾市 三重県 大津市、草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、秋刀市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、 東大阪市、交野市 兵庫県 尼崎市、伊丹市、川西市、三田市 広島県 広島市、府中町 福岡県 福岡市	茨城県 土浦市、日立市、土浦市、龍ヶ崎 埼玉県 新座市、富士見市、赤井野町、三芳町 千葉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、西街道市 東京都 文京区 神奈川県 横浜府、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、 大和市、藤川町 愛知県 西尾市 三重県 大津市、草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、秋刀市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、 東大阪市、交野市 兵庫県 尼崎市、伊丹市、川西市、三田市 広島県 広島市、府中町 福岡県 福岡市	埼玉県 坂戸市、みどり市 愛知県 知多市、みよし市 三重県 四日市市 滋賀県 彦根市 大阪府 柏原市 奈良県 大和郡山部市 福岡県 春日市、津逮市	千葉県 富津市	茨城県 多賀城市	
	7級地 (3%)									
	その他 (8%)									

地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し(障害児サービス)

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

< 現行 >

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他			
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%			
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
(新設)												
保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円			
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
		盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
			ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	当該施設が単独施設の場合			11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	併設する施設が主たる施設の場合		11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円		
	肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円								
肢体不自由児の場合		10円										
重症心身障害児の場合		10円										
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円			

< 平成30年度以降 >

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他			
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%			
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
居宅訪問型児童発達支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円			
保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円			
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
		盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
			ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	当該施設が単独施設の場合			11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	併設する施設が主たる施設の場合		11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円		
	肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円								
肢体不自由児の場合		10円										
重症心身障害児の場合		10円										
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円			